

イ 設計が現場の実態に適合しない場合の変更協議等は、適時、適切に行われているか

ウ 工程、品質、安全等の管理は、適切に行われているか

エ 材料、出来高、しゅん功等の検査は、適正に行われているか

オ 建設副産物の処理等は適切に行われているか

- (3) その他
- ア 施設の維持管理は、適切に行われているか
- イ 長期的な視点に立って、維持管理方法の検討及び改善に努めているか
- ウ 工事実施前に必要な事務（使用許可等）は、適切に行われているか
- エ 入札契約適正化法及び公共工事の品質確保の推進に関する法律に基づく取り組みは、適正に行われているか

5 重点監査事項

公共事業における品質の確保は、発注者及び受注者の双方に課せられた責務であり、この責務を果たすためには適切な施工管理が必須である。

しかし、最近の公共工事においては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けたインフラ整備及び東日本大震災の復興事業による工事の増加などの社会経済状況に加えて、都発注工事における契約不調の発生や工事経験が浅い若手職員の増加などが適切な施工管理を行うに当たり大きな課題となつている。

また、近年は、環境への配慮、工事期間の短縮、施設の長寿命化等の技術的な課題に対応するため、特殊工法及び新技術の採用が増加しており、従来に増して高度な施工管理が求められている。

加えて、これまでの監査においても、施工管理に関する指摘が増加傾向にあることから、平成28年の工事監査においては、「施工管理」を重点監査事項として設定した。

これらを踏まえ、工事監査で抽出した全案件（1,684件）について、設計及び施工条件に基づいた適切な施工管理が実施されているかについて検証した。

6 監査結果の概要

(1) 総括

平成28年工事監査の結果についてみると、表1「局別指摘事項等一覧表」のとおり、指摘事項は、都市整備局ほか10局及び島しょ関係部所（1支庁）に対し31件、意見・要望事項は、交通局ほか1局に対し3件、合わせて34件（合計指摘額約1億4,323万円）である。

指摘の具体的な事例としては、以下のとおりである。

- ① 設計では、定められた基準のとおり設計しなかったため、不適切な工法を選択していた事例

- ② 積算では、現場条件と合っていない単価設定や基準の適用間違いなどの事例
- ③ 施工では、基準に適合した管理がなされていない事例のほか、掘削作業の山留め設置など監督員が受注者に対し、指導・監督を十分行っていない事例

これらの発生要因として、

- ① 設計・積算、施工等に関する知識や理解が不十分な経験の浅い職員が増加したこと
- ② 組織的なチェック体制が十分機能せず、誤りが防げない職場があったこと
- ③ 法令、標準仕様書や設計図書等の記載内容を踏まえ、受注者に対して現場条件に応じた適切な指導・監督ができていないこと
- ④ 専門外の職員が工事を担当する際の組織的な技術支援が十分でないことなどが考えられる。

都における工事を取りまく状況は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、競技施設や都市基盤整備の本格化、既存の都市インフラの計画的な更新、大規模改修等の適切な維持管理など、どれも差し迫ったものとなっている。

各局は、限られた財源や人材で創意工夫を凝らし、設計・積算の誤りや不適切な施工などを未然に防止するための内部統制の取組み強化を一層進めなければならぬ。

具体的には、組織的な技術支援、指導体制を強化し、(1)必要情報を共有できる体制の確立、(2)技術に関するOJTの推進、(3)ヘルプ体制の明確化など組織力を高める必要がある。また、技術職員の技術力を向上させるため、(1)専門的な研修の受講、(2)経験豊かな職員の持つ技術の継承、(3)職員の自己研さんなどにより、法令や技術基準の理解度を高め、監督能力のスキルアップを図るなど実効性のある取組みが求められる。さらに、専門外の職員が工事を担当する場合には、設計・施工の各段階において間違えやすいポイントを技術指導することにより、人材育成、能力開発と合わせ、誤りの防止に努めるなどの工夫が求められる。

これら各局の取組みに併せ、都庁全体では、横断的に協力し支援するなどの連携を充実していくことも重要である。

監査事務局は、工事監査を通じて各局の盲点になってきているリスク、課題を明らかにし、誤りの根本原因の解消や仕事の進め方の見直しなどを促していく。また、各局が工夫し改善した措置状況を庁内にフィードバックすることによって、都庁全体の基礎力を底上げしていく。

(表1) 局別指摘事項等一覧表

区分 局名	指摘事項				意見・要望事項				合計
	設計 積算	施工	その他	計	設計 積算	施工	その他	計	
総務局	平成29年監査(隔年)								
財務局				0				0	0
主税局	平成29年監査(隔年)								
生活文化局				0				0	0
福祉保健局				0				0	0
都市整備局		1		1				0	1
環境局	2			2				0	2
福祉保健局	1			1				0	1
病院経営本部		1(1)		2(1)				0	2(1)
産業労働局	1			1				0	1
中央卸売市場				0				0	0
建設局	2			2				0	2
港務局				0				0	0
東京消防庁	1			1				0	1
交通局	3			4		1(1)		1(1)	5(1)
水道局	2			7(4)				0	7(4)
下水道局	4			4		2		2	6
教育庁	3			3				0	3
警視庁				0				0	0
島しょ	2			3(1)				0	3(1)
合計	21	7 (6)	3	31 (6)	2	1 (1)	0	3 (1)	34 (7)

(注) 1 指摘事項・・・是正・改善を求めるもの

意見・要望事項・・・改善について検討を求めるもの

2 () 書きは、重点監査事項(施工管理)に係るものであり、内数である。

3 島しょの指摘事項は、総務局1件、産業労働局1件、港務局1件である。

(表2) 指摘事項等の区分別内訳

指摘区分	件数	主な指摘事例
設計	2	○のり面保護工の設計を適正に行うべきもの
	13	○建設副産物処分費の単価設定を適正に行うべきもの ○覆工板閉工の積算を適正に行うべきもの
積算	0	
	8	○専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの
施工	8	○埋戻し復旧後の強度試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの ○掘削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの
	3	○汚泥処理を適正に行うべきもの
計	34 (7)	

※重点監査事項：「施工管理」は()で内数

(2) 重点監査事項

重点監査事項として設定した「施工管理」について、次の着眼点に基づき監査を行った。

- ア 設計図書に適合した品質及び形状、寸法が確保できる施工計画となっているか。
- イ 施工管理は、関係基準等に基づき適正に行われているか。
- ウ 施工における監督員の指示等は適切に行われているか。
- エ 施工報告書、記録写真等は適切に作成・整理されているか。
- オ 検査は基準に基づき適正に行われているか。

重点監査事項「施工管理」についての指摘事項等の状況は、表3「重点監査事項に関する内訳件数、要因及び今後の方向性一覧表」、表4「重点監査事項に関する指摘事項等件名一覧表」とおりである。

(表3) 重点監査事項に関する内訳件数、要因及び今後の方向性一覧表

着眼点	内 訳	件数	要 因	今後の方向性
ア	設計図書に適合した施工計画となっていないもの	2	設計図書の内容認識が不十分であること	発注者による施工計画の内容把握
イ	施工管理が関係基準等に基づき行われていないもの	2	施工管理基準や特記仕様書等を十分に理解していないこと	各種施工管理基準等の理解及び周知徹底
ウ	施工における監督員の指示等が適切でないもの	3	法令の理解及び現場状況を監督員が把握していないこと	監督員のスキルアップ

(表4) 重点監査事項に関する指摘事項等件名一覧表

着眼点	指摘事項等件名
ア	○特命随意契約委託業務の履行の在り方について
ア	○コンクリートの配合について受注者を適切に指導・監督すべきもの
イ	○埋戻し復旧後の強度試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの
イ	○工法変更に際し、適切に協議させるよう受注者を指導・監督すべきもの
ウ	○活線近接作業の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの
ウ	○土砂運搬における車両過積載防止について受注者を適切に指導・監督すべきもの
ウ	○掘削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの

(3) 主な指摘事例 (概要)

ア 設計

- のり面保護工の設計を適正に行うべきもの
[産業労働局] (指摘事項)

のり面保護工の局選定基準に基づき、本工事の切土のり面が礫質土であることを考慮して選定すると、植生基材吹付工を採用することが適正である。
しかしながら、本工事の設計では、一部の切土のり面に軟かい砂質土等の場合に選定する種子散布工を採用している。
のり面保護工の設計を適正に行われない。
[合規性] [有効性]

イ 積算 (単価設定)

- 建設副産物処分費の単価設定を適正に行うべきもの
[建設局] (指摘事項)

局積算基準では、建設副産物処分費は「建設副産物情報交換システム (COBRIS)」を活用し、受入処分費と運搬費の合計が最低額となる処分場を選定し、単価設定することと定めている。
しかしながら、本工事では、「建設副産物情報交換システム (COBRIS)」を活用せず、建設資材定期刊行物により単価設定したため、積算額約181万円が過大なものとなっている。
建設副産物処分費の単価設定を適正に行われない。
[経済性] [合規性]

- 覆工板開閉工の積算を適正に行うべきもの
[下水道局] (指摘事項)

覆工板の積算についてみると、覆工板の開閉に使用する機械としてトラッククレーンとスベキところ、誤って割高なクレーン機能付バックホウとしている。
このため、積算額約507万円が過大なものとなっている。
覆工板開閉工の積算を適正に行われない。
[経済性] [合規性]

ウ 積算 (諸経費等)

- 専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの
[水道局] (指摘事項)

局積算基準では、専門工業者に直接工事を発注する場合の諸経費は、一般的な建築工事における諸経費率ではなく、低減された諸経費率を用いて計上すると定めている。
しかしながら、諸経費の積算についてみると、防水工事として専門工業者に直接発注しているにもかかわらず、一般的な建築工事における諸経費率を用いて計上している。
このため、積算額約298万円が過大なものとなっている。
専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行われない。
[経済性] [合規性]

エ 施工

- 埋戻し復旧後の強度試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの
[水道局] [重点監査事項] (指摘事項)

配水管工事標準仕様書では、改良土の埋戻し復旧後の強度試験については、1箇所当たり1層の仕上がり厚20cm (1層の仕上がり厚が30cmの場合は、30cm) ごとに現場密度試験を行うものと定めている。
しかしながら、支所が所管する工事の施工管理記録についてみると、改良土を機械等で締め固めた後、現場密度試験が埋戻し最上面のみで行われ、各層ごとに行われていない状況が認められた。
埋戻し復旧後の強度試験について受注者を適切に指導・監督されたい。
[合規性] [有効性]

- 掘削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの
[港湾局 (島しょ)] [重点監査事項] (指摘事項)

東京都建築工事標準仕様書及び建築基準法施行令 (昭和25年11月16日政令第338号) では、深さ1.5m以上の根切り工事を行う場合においては、地盤が崩落するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないと定めている。
しかしながら、本工事における便所浄化槽設置の掘削作業 (根切り工事) の工事記録写真についてみると、地盤面より深さ2.67mの根切り掘削作業が発生しているにもかかわらず、掘削面前縁防止に必要なのり面勾配が取れておらず、山留めも行われていない。また、掘削面

が一部崩落している状況の中、掘削底面で作業を行っていることが認められた。
 このような掘削作業は、土砂崩壊事故につながりかねない危険なものであることから、受注者に関係法令等を守った安全対策を確実に実施させるべきである。
 掘削作業について受注者を適切に指導・監督されたい。

[合規性]

オ その他

汚泥処理を適正に行うべきもの

[交通局] (指摘事項)

庁舎管理委託の汚水槽及び雑排水槽清掃の際に発生した汚泥の処理についてみると、法令に定められた方法によらず、次のような不適正な点が認められた。

ア 受託者が廃棄物処理業者に委託し、処理している。

イ 汚水槽のし尿を含む汚泥と、雑排水槽のし尿を含まない汚泥を区別せず、産業廃棄物として運搬・処分している。

本来これらの汚泥の運搬・処分は、本委託とは別に、排出者である局が事業者として一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者に委託し、それぞれ区別して適正に処理しなければならぬ。

汚泥処理を適正に行われたい。

[合規性]

第2 監査の結果

1 設計

(1) のり面保護工の設計を適正に行うべきもの (指摘事項)

梅沢寸産林道開設工事(西多摩郡奥多摩町丹三郎地内、工期：平成27. 6. 19～平成28. 3. 17、契約金額：8, 100万円)は、森林の適切な保育管理を行うため、林道を開設するものである。

このうち、のり面保護工の設計についてみると、一部の切土のり面に種子散布工(注1)を採用している。

しかしながら、局選定基準に基づき、本工事の切土のり面が礫質土であることなどを考慮して選定すると、植生基材吹付工(注2)を採用することが適正である。

のり面保護工の設計を適正に行われたい。

(産業労働局)

(注1) 種子散布工

植物の根系の伸長が良好な砂質土・粘性土からなるのり面において、種子、肥料、木質繊維等を専用の機械で厚さ1cm未満に散布する工法

(注2) 植生基材吹付工

礫質土、軟岩等の硬い土からなるのり面において、植物の根系の伸長に必要な土や肥料等の植生基材を専用の機械で厚さ3～10cmに吹き付ける工法

<p>(2) 圧送管設計やマニュアル等の運用方法について (意見・要望事項)</p> <p>三河島水再生センター受泥管改良工事(荒川区荒川1丁目25番1号、工期：平成28.2.5～平成29.2.1、契約金額：1億7,226万円)は、経年劣化している受泥管(注1)の改良を行うものである。</p> <p>このうち、受泥管に用いている水再生センター内での圧送管(注2)の一部は、屋外の露出方式でダクタイル鋳鉄管を敷設する設計となっている。</p> <p>しかしながら、局の圧送管設計やマニュアルは、公道、共同溝内、橋梁、河川・鉄道横断部等に適用する定めがあるものの、施設の敷地内における屋外の露出方式で敷設する設定がなく、適切な選定が困難である。</p> <p>圧送管設計やマニュアル等の運用方法について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(下水道局)</p> <p>(注1) 受泥管 他の水再生センターで発生した汚泥を、三河島水再生センターで受けて、汚泥処理プラントに送るための圧送管</p> <p>(注2) 圧送管 ポンプ設備により汚泥を輸送するための管</p>	<p>2 積算(単価設定)</p> <p>(3) 盛土の積算を適正に行うべきもの (指標事項)</p> <p>平成27年度中防外側処分場浸出水送水施設改修工事(江東区青海三丁目地先、工期：平成27.10.21～平成28.7.29、契約金額：1億6,880万4,000円)は、中瀬橋の撤去及び臨港道路南北線の整備に伴い、配管類の移設等を行うものである。</p> <p>このうち、盛土の積算についてみると、局積算基準の路床盛土(注1)を採用している。しかしながら、施工箇所は道路計画がないため、路体盛土(注2)を採用することが適正である。</p> <p>このため、積算額約148万円が過大なものとなっている。</p> <p>盛土の積算を適正に行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(探検局)</p> <p>(注1) 路床盛土 盛土における舗装の下、厚さ約1mの土の部分を行い、路体上面と舗装下面の間部分をいう。一層の仕上がり厚さを20cm以下とし、各層ごとに締め固めなければならない。</p> <p>(注2) 路体盛土 盛土における路床以外の土の部分を行う。一層の仕上がり厚さを30cm以下とし、各層ごとに締め固めなければならない。</p>
---	--

(4) 建設副産物処分費の単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項)

代々木公園便所改築工事 (1号・8号・10号) (渋谷区代々木神園町地内、工期：平成27.5.29～平成28.3.9、契約金額：1億9,462万6,800円) は、代々木公園内の老朽化した便所を改築するものである。

ところで、局積算基準では、建設副産物処分費は「建設副産物情報交換システム (COBRIS)」(注) を活用し、受入処分費と運搬費の合計が最低額となる処分場を選定し、単価設定することと定めている。

しかしながら、本工事では、「建設副産物情報交換システム (COBRIS)」を活用せず、建設資材定期刊行物により単価設定したため、積算額約181万円が過大なものとなっている。建設副産物処分費の単価設定を適正に行われたい。

(建設局)

(注) 建設副産物情報交換システム (COBRIS)

(一財) 日本建設情報センターが運営する、工事発注者、排出事業者及び処理業者間の情報交換により建設副産物にかかわる需要バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの向上、および資源有効利用促進法、建設リサイクル法、建設副産物実態調査の各種書類作成作業の省力化を図ることを目的としたWebオンラインシステム

(5) 蓄電池の単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項)

立川消防署合同庁舎 (27) 交流無停電電源装置改修工事 (立川市泉町1156番地の1、工期：平成27.7.10～平成27.12.21、契約金額：5,403万9,484円) は、経年劣化した交流無停電電源装置を改修するものである。

ところで、庁積算基準では、積算標準単価表に定めのないものについては、複数の建設資材定期刊行物に掲載された調査価格を参考として単価を設定するものとしており、庁では調査価格のうち最低価格を採用するものと定めている。

しかしながら、本工事の蓄電池の単価についてみると、最低価格を採用していない。このため、積算額約419万円が過大なものとなっている。

(東京消防庁)

(6) 作業効率に応じた単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項)

浅草線及び新宿線構築補修工事工種別単価請負工事(浅草線及び新宿線、工期：平成27.4.1～平成28.3.31、契約金額：1億465万2,000円) は、トンネル内の漏水等に対処するため行うものである。

ところで、亀裂止水工は、施工姿勢により作業効率が異なるため、横向・上向に区分し、単価を設定しなければならない。

しかしながら、本工事の亀裂止水工の単価設定をみると、横向・上向の区分がなく同一の単価としている。

このため、積算額約120万円が過大なものとなっている。作業効率に応じた単価設定を適正に行われたい。

(交通局)

(7) 仮囲い設置費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

東京外かく環状道路新宿線交差部建設工事 (千葉県市川市大和田一丁目9・10番地内、工期：平成23.8.8～平成28.2.29、契約金額：35億4,674万5,020円) は、都営地下鉄新宿線の上部に東京外かく環状道路を建設するものである。

このうち、仮囲い(注) 設置費の積算についてみると、供用日数を1,150日とすべきところ、誤って1,350日として単価設定している。

このため、積算額約159万円が過大なものとなっている。仮囲い設置費の積算を適正に行われたい。

(交通局)

(注) 仮囲い

工事現場、加工場、資材置場などの周囲を、工事期間中仮に囲う囲い。作業場、加工場、置場などの区画を明らかにし、関係者以外の立入禁止、盗難防止、区画外への資材、物産などの飛散防止などを主な目的とするもの。

(8) モルタル防食工の単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項)

練馬給水所配水池(2号池)耐震補強工事(練馬区光が丘四丁目1番地(都立光が丘公園内)、工期:平成27.1.19~平成29.8.1、契約金額:20億2,284万円)は、練馬給水配水池の耐震補強を行うものである。

ところで、見積算基準では、原則として、単価設定を以下の順で決定することとしている。

ア 東京都水道局設計単価表

イ 東京都関係部局設定単価(建設局及び下水道局等)

ウ 物価資料等掲載価格(実勢価格)

エ 局特別調査(臨時調査)

しかしながら、本工事のモルタル防食工(注)の積算についてみると、物価資料等掲載価格で単価設定が可能であるにもかかわらず、適用できないと判断したため、局特別調査(臨時調査)を実施し、単価設定していることは適正でない。

このため、積算額約4,528万円が過大なものとなっている。

モルタル防食工の単価設定を適正に行われたい。

(水道局)

(注) 防食工

コンクリートの腐食・劣化を抑制するため、コンクリート表面に被覆層を形成させる工事

(9) 覆工板開閉工の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

豊島区目白三丁目、新宿区下落合二丁目付近再構築その3工事(豊島区目白一、三丁目、高田三丁目、新宿区下落合二、三丁目、工期:平成25.7.22~平成28.3.24、契約金額:20億5,712万7,600円)は、雨水排水能力の増強を図るため、再構築工事をを行うものである。

このうち、覆工板(注1)の積算についてみると、覆工板の開閉に使用する機械としてトラックレーンとすべきところ、誤って割高なクレーン機能付バックホウ(注2)としている。このため、積算額約507万円が過大なものとなっている。

覆工板開閉工の積算を適正に行われたい。

(下水道局)

(注1) 覆工板

開閉工事において、工事用車及び一般車両を通行させるために、開口部を覆う板をいう。

(注2) バックホウ

主に土砂等の掘削に用いる機械をいう。

(10) コンクリート削孔工の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

第二溜池幹線稼働に伴う整備工事(港区赤坂一丁目、千代田区霞が関一丁目、工期:平成26.12.15~平成28.7.26、契約金額:4億6,739万1,600円)は、既設の仮壁等を撤去するものである。

ところで、見積算基準では、質量20t未満の建設機械の搬入・搬出及び労働者の輸送に要する費用は、共通仮設費率に含まれるものと定めている。

しかしながら、本工事のコンクリート削孔工の積算についてみると、削孔機械の搬入・搬出及び労働者の輸送に使用する車両としてライオトパンを選定し、燃料等を計上している。

このため、積算額約967万円が過大なものとなっている。

コンクリート削孔工の積算を適正に行われたい。

(下水道局)

(11) 境石の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

篠崎ポンプ所耐水化工事(江戸川区東篠崎二丁目2番10号、工期:平成27.11.30~平成28.3.29、契約金額:1億6,545万6,000円)は、水害から下水道機能を保持するため、施設の耐水化を行うものである。

このうち、構内車道のかさ上げ工事における境石の積算についてみると、代価明細表による単価設定の過程で、一時的に入力した項目の訂正を失念したため、結果として割高な単価を設定している。

このため、積算額約116万円が過大なものとなっている。

境石の積算を適正に行われたい。

(下水道局)

<p>(12) コンクリート打設の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)</p> <p>吾儘第二ポンプ所耐水化工事(墨田区立花六丁目8番34号、工期:平成28.3.4~平成28.10.13、契約金額:1億1,448万円)は、水害から下水道機能を保持するため、施設の耐水化を行うものである。</p> <p>このうち、止水壁のコンクリート打設におけるポンプ圧送費の積算についてみると、打設数量に1m³当たりの圧送単価を乗じて算出すべきところ、誤ってポンプ車基本料金の単価を乗じている。</p> <p>このため、積算額約573万円が過大なものとなっている。</p> <p>コンクリート打設の積算を適正に行われたい。</p> <p>(下水道局)</p>	<p>(14) 照明用電気ケーブルの単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項)</p> <p>八丈植物公園温室改修工事(八丈島八丈町大賀郷地内、工期:平成27.10.23~平成28.3.18、契約金額:4,622万4,000円)は、経年劣化した温室の改修を行うものである。</p> <p>このうち、温室内照明用の電気ケーブルの単価についてみると、断面積3.5mm²の単価を適用すべきところ、誤って断面積32.5mm²の単価を用いている。</p> <p>このため、積算額約587万円が過大なものとなっている。</p> <p>照明用電気ケーブルの単価設定を適正に行われたい。</p> <p>(総務局(島しょ))</p>
<p>(13) ウレタン塗膜防水の単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項)</p> <p>都立紅葉川高等学校(27)体育館防水改修その他工事(江戸川区臨海町二丁目1番1号、工期:平成27.6.19~平成27.9.9、契約金額:3,196万5,840円)は、体育館等の屋上の防水を改修するものである。</p> <p>このうち、校舎屋上のウレタン塗膜防水の単価についてみると、施工面積が約1,100m²であるにもかかわらず、誤って100m²未満に適用する単価を用いている。また、一部の垂直面について、水平面用の単価を用いている。</p> <p>このため、積算額約117万円が過大なものとなっている。</p> <p>ウレタン塗膜防水の単価設定を適正に行われたい。</p> <p>(教育庁)</p>	<p>(15) 蓄電池の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)</p> <p>平成27年度島しょ農林水産総合センター無線設備設置工事(八丈島八丈町三根4222番地ほか4か所、工期:平成27.6.30~平成28.3.15、契約金額:3億4,053万4,800円)は、大島漁業無線局と八丈漁業無線局の統合に伴い、無線設備を再整備するものである。</p> <p>ところで、局積算基準では、積算標準単価表に定めのないものについては、次のアからウの順位で採用することとしている。</p> <p>ア 建設資材定期刊行物 イ 公表価格(カタログ価格) ウ 見積価格</p> <p>しかしながら、本工事の蓄電池の積算についてみると、建設資材定期刊行物に記載されているにもかかわらず、見積価格を採用しており適正でない。</p> <p>このため、積算額約685万円が過大なものとなっている。</p> <p>蓄電池の積算を適正に行われたい。</p> <p>(産業労働局(島しょ))</p>

3 積算 (諸経費等)

(16) 合併起工工事の工事費算定を適正に行うべきもの (指摘事項)

平成27年度中防揚陸施設撤去その他工事(江東区青海三丁目地先、工期:平成27.10.9～平成30.9.28、契約金額:24億5,160万円)は、中防揚陸施設を撤去するものである。

ところで、局積算基準では、土木工事、建築工事等の異種の工事を合併起工する場合は、各工事の直接工事費に対してそれぞれの間接費を計上し、工事価格を積算した後、合算して工事費を算定することと定めている。

しかしながら、本工事は、異種の工事の直接工事費を合算した金額に対して土木工事の間接費を計上し、工事費を算定している。

このため、積算額約3,436万円が過大なものとなっている。

合併起工工事の工事費算定を適正に行われたい。

(築境局)

(17) 昇降機設備工事における共通費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

東京都東村山ナーシングホーム(H27)昇降機設備(2号機)改修工事(東村山市青葉町1-7-1、工期:平成27.10.22～平成28.3.14、契約金額:1,587万6,000円)は、老朽化した昇降機の改修を行うものである。

ところで、局積算基準では、昇降機設備工事の共通費を積算にするに当たり、昇降機設備工事用の算出式が定められている。

しかしながら、本工事の積算についてみると、給排水衛生設備や空調設備などの工事で使用する機械設備工事の算出式を用いている。

このため、積算額約220万円が過大なものとなっている。

昇降機設備工事における共通費の積算を適正に行われたい。

(福祉保健局)

(18) 観測工の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

井の頭恩賜公園護岸補強工事(27-2)(三鷹市井の頭三丁目地内、工期:平成27.11.9～平成28.3.11、契約金額4,298万4,000円)は、井の頭恩賜公園内の弁天池の既設護岸を補強するものである。

ところで、局積算基準では、工事の施工に伴って発生する事故損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用は、共通仮設費のうち積み上げにより積算するものと定めている。

しかしながら、本工事の観測工(注)の積算についてみると、共通仮設費率の対象となる直接工事費に計上している。

このため、共通仮設費率分及び関連する諸経費を含め積算額約104万円が過大なものとなっている。

観測工の積算を適正に行われたい。

(注) 観測工

(建設局)

工事により既設の構造物に沈下や傾きなどの変化がないか、あらかじめ定められた地点において継続的に地盤の変状を観測する作業

(19) 試験費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

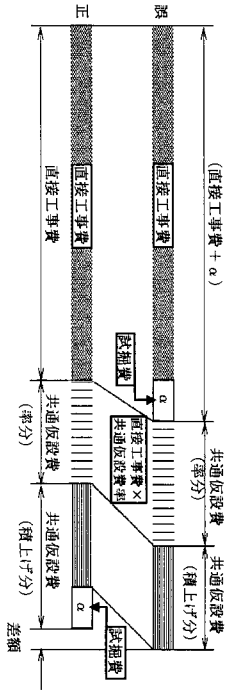
大江戸線勝どき駅改良土木工事（中央区勝どき二丁目9番地先及び勝どき駅構内、工期：平成23.8.1～平成28.3.15、契約金額：62億7,213万5,490円）は、ホーム・コンコースの増築等を行うものである。
ところで、局積算基準では、試験費（注1）は、共通仮設費（注2）のうち、積み上げにより積算するものと定めている。

しかしながら、本工事では、試験費を共通仮設費率の対象となる直接工事費に計上している。このため、積算額約76万円が過大なものとなっている。
試験費の積算を適正に行われない。

(注1) 試験費
工事に先立ち道路等を部分的に規制し、地下の埋設物を調査するための費用 (交通局)

(注2) 共通仮設費
工事に際し、共通に使用される費用で、運搬費、準備費（試験費を含む）、安全費等の項目がある。率により積算するものと、積み上げにより積算するものがある。

(図) 概念図



(20) 専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

第一板橋給水所外1か所屋根防水及び建屋補修工事（板橋区加賀一丁目17番1号ほか、工期：平成27.10.19～平成28.3.3、契約金額：4,124万4,120円）は、老朽化した屋根防水や外壁など建物を補修するものである。

ところで、局積算基準では、専門工事業者に直接工事を発注する場合の諸経費は、一般的な建築工事における諸経費率ではなく、低減された諸経費率を用いて計上すると定めている。しかしながら、諸経費の積算についてみると、防水工事として専門工事業者に直接発注しているにもかかわらず、一般的な建築工事における諸経費率を用いて計上している。

このため、積算額約298万円が過大なものとなっている。
専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行われない。

(水道局)

(21) 合体工事における交通誘導員の計上の在り方について (意見・要望事項)

北多摩二号水再生センター・浅川水再生センター間連絡管その5-1工事（国立市泉一丁目24番地の32（北多摩二号水再生センター内）、日野市石田一丁目236番地（浅川水再生センター内）、工期：平成27.6.8～平成28.12.27、契約金額：6億6,744万円）は、両センターの処理機能を相互に補完するための連絡管を設置するものである。

ところで、局積算基準では土木、建築合体工事の設計書は諸経費関係を含めて、土木施設と建築施設を完全に分離して記載することとなっている。

しかしながら、本工事は土木施設と建築施設の合体工事でありながら、工事全体にかかわる交通誘導員については、局に明確な取り扱いがないため、土木施設分に全て計上されている。合体工事における交通誘導員の計上の在り方について検討が望まれる。

(下水道局)

(2 2) 諸経費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

都立農産高等学校 (2 6) 防球網改修その他工事ほか1件は、表 1 のような工事を行うものである。

ところで、庁積算基準では、諸経費率の補正は、工事現場に応じた施工地域・工事場所区分により積算するものと定めている。

しかしながら、本工事ほか1件の諸経費の積算についてみると、市街地とすべきところ、誤って地方部 (施工場所が一般交通等の影響を受けない場合) として計上している。

このため、共通仮設費率に 2. 0 % 及び現場管理費率に 1. 5 % の加算補正が行われず、積算額計約 3 3 0 万円が過少なものとなっている。

諸経費の積算を適正に行われない。

(教育庁)

(表 1) 工事概要等

(単位 : 円)

工事件名 (工事場所)	工 期	契約金額	工事概要
都立農産高等学校 (2 6) 防球網改修	平成 2 6 . 1 2 . 1 9		防球網を改修するものである。
その他工事 (葛飾区西亀有一丁目 2 8 番 1 号)	平成 2 7 . 3 . 3 0	53, 652, 240	
都立武蔵高等学校 (2 6) 校庭改修	平成 2 7 . 1 . 1 6		校庭を改修するものである。
その他工事 (武蔵野市埴四丁目 1 3 番 2 8 号)	平成 2 7 . 3 . 3 0	68, 947, 200	

(2 3) 諸経費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

都立東久留米総合高等学校 (2 7) 校庭改修工事 (東久留米市幸町五丁目 8 番 4 6 号、工期 : 平成 2 7 . 5 . 2 2 ~ 平成 2 7 . 8 . 1 4、契約金額 : 1 億 4, 0 3 5 万 4, 6 4 0 円) は、校庭改修を行うものである。

ところで、庁積算基準では、諸経費率は、各工種区分ごとによるものと定めている。しかしながら、本工事の諸経費率の積算についてみると、工種区分を公園工事とすべきところ、誤って舗装工事としたため、積算額約 3 3 3 万円が過少なものとなっている。

諸経費の積算を適正に行われない。

(教育庁)

4 施 工

(2 4) 施工体制台帳の作成及び提出について受注者を適切に指導・監督すべきもの (指摘事項)

区街 5 号線修景工事 (2 7 沙留 - 9) (港区海岸一丁目地内、工期 : 平成 2 8 . 1 . 2 5 ~ 平成 2 8 . 5 . 9、契約金額 : 2 0 0 万 3, 4 0 0 円) は、沙留土地区画整理事業区域内において、道路舗装等を行うものである。

ところで、建設業法等の一部を改正する法律 (平成 2 6 年法律第 5 5 号) により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 1 2 7 号) が改正され、平成 2 7 年 4 月 1 日以降に契約した公共工事については、施工体制台帳 (注) の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結する全ての場合に拡大された。

しかしながら、本工事においては、受注者から下請負届が提出されていたにもかかわらず、施工体制台帳の作成及び提出が行われていない状況が認められた。

施工体制台帳の作成及び提出について受注者を適切に指導・監督されたい。

(都市整備局)

(注) 施工体制台帳

下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳をいう。施工体制台帳の作成の目的は、施工体制台帳の作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、「品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生」、 「不良不適格業者の参入、一括下請負等建設業法違反」、 「安易な重層下請による生産効率低下」を防止しようとするもの。

(25) 活線近接作業の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの

〔重点監査事項〕 (指摘事項)

都立墨東病院 (27) 病棟屋上へリポート整備工事 (墨田区江東橋四丁目23番15号、工期：平成28. 1. 22～平成28. 3. 31、契約金額：1, 602万1, 800円) は、ヘリコプターの夜間緊急離発着を行うため照明等の電気設備を整備するものである。

ところで、労働安全衛生規則 (昭和47年労働省令第32号) では、事業者 (注1) は、絶縁用防具 (注2) の装着又は取りはずしの作業を労働者に行わせるときは、当該作業に従事する労働者に、絶縁用保護具 (注3) を着用させ、又は活線作業用器具を使用させなければならないと定めており、本工事の作業計画書では絶縁用保護具を着用して実施するとしている。

しかしながら、活線 (注4) 近接作業の工事記録写真についてみると、絶縁用防具の装着時に保護帽の不着用が認められた。

活線近接作業の安全管理について受注者を適切に指導・監督されたい。

(病院経営本部)

(注1) 事業者

(注2) 本工事という受注者

(注3) 絶縁用防具

(注4) 電気工事の作業を行うときに活線部を覆う感電防止のためのシート等

絶縁用保護具

作業者身体に着用する感電防止のための、保護帽、ゴム手袋・長靴、絶縁衣

活線

電気の流れている線

(26) 特命随意契約委託業務の履行の在り方について [重点監査事項] (意見・要望事項)

電力管理システムほか保守点検委託 (電気総合管理所 電力指令区ほか25か所、契約期間：平成26. 4. 1～平成27. 3. 31、契約金額：4, 298万4, 000円) は、変電所を遠隔監視・制御する電力管理システムの点検業務を委託するものである。

このうち、本委託の契約についてみると、局は、本業務の履行には、装置及びソフトウェアの構造・機能を熟知し、点検に関する高度な技術 (作業の安全管理、機器の劣化診断、緊急修理対応など) が必要であるとし、これを有するのは、本装置を設計・製造したA社のみであることを理由に、A社と特命随意契約を締結している。

ところで、業務の履行状況をみると、A社は、電力管理システムの保安要領の策定や緊急修理時の対応方法の局への提示等を実施していることが認められたが、点検業務については、A社の関連会社であるB社社員がA社による安全教育を受けた後に実施している。

一方、提出された書類をみると、業務責任者、作業責任者及び安全責任者は、全てB社社員で構成されている。また、業務計画書には、緊急連絡体制としてA社が記載されているが、局からの連絡先はA社が指定したB社となっている。

監査日時時点で、本契約におけるB社の役割と責任は明確でなく、局は、本委託の履行体制を十分把握していない。

特命随意契約委託業務の履行の在り方について検討されたい。

(交通局)

(27) コンクリートの配合について受注者を適切に指導・監督すべきもの

〔重点監査事項〕 (指摘事項)

足立区立北宮城町公園内小規模応急給水施設築造工事 (足立区扇二丁目37番地内から同区扇二丁目27番地先開、工期：平成26.6.19～平成27.9.30、契約金額：1億6,902万円) は、震災対策用小規模応急給水施設を築造するものである。

ところで、配水管工事標準仕様書 (以下「標準仕様書」という。) では、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの配合 (注1) のうち水セメント比 (注2) は、鉄筋コンクリートについては5.5%以下とすることを標準とすると定めている。

しかしながら、鉄筋コンクリート構造物である循環ポンプ室で使用する予定のコンクリートの承認申請書についてみると、水セメント比は5.5%以上となっている。

このため、実際現場に納品されたコンクリートは、設計上の強度は満足しているものの、水セメント比が5.5%以上であり、標準仕様書に定める耐久性向上を配意したとはなっていない。

コンクリートの配合について受注者を適切に指導・監督されたい。

(水道局)

(注1) 配合

コンクリートは、主に4種類の材料 (水、セメント、砂及び砂利) を練り混ぜ、一体化した土木材料である。配合とは、コンクリートの強度や耐久性を確保しながら工場等で1m³を製造する際に必要な各材料の質量を定めたものをいう。

(注2) 水セメント比

水セメント比とは、配合のうち水 (W) とセメント (C) の質量の比率W/C (%) のことをいう。

(28) 埋戻し復旧後の強度試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの

〔重点監査事項〕 (指摘事項)

配水管小規模整備工事請負単価契約 (各支所、研修・開発センター及び浄水部 (水源管理事務所を除く。)) の所管区域、契約期間：平成27.4.1～平成28.3.31、推定総金額：103億7,768万円、414円) は、道路工事調整上必要な工事等を行うものである。

ところで、配水管工事標準仕様書では、改良土の埋戻し復旧後の強度試験については、1箇所当たり1層の仕上がり厚20cm (1層の仕上がり厚が30cmの場合は、30cm) ごとに現場密度試験 (注) を行うものと定めている。

しかしながら、南部支所が所管する工事の施工管理記録についてみると、改良土を機械等で締め固めた後、現場密度試験が埋戻し最上面のみで行われ、各層ごとに行われていない状況が認められた。

埋戻し復旧後の強度試験について受注者を適切に指導・監督されたい。

(水道局)

(注) 現場密度試験

現場で採取した土の質量等から土の密度を求める試験で、盛土、埋戻し土等の締固め管理に用いられている。

(29) 工法変更に関するし、適切に協議させるよう受注者を指導・監督すべきもの

〔重点監査事項〕 (指摘事項)

多摩市石田1426番地先から同市関戸五丁目地先間配水管 (400mm) 新設工事 (多摩市石田1426番地先から同市関戸五丁目21番地先開、工期：平成26.10.27～平成28.4.21、契約金額：9億5,003万2,800円) は、送配水施設整備事業の一環として、配水管を新設するものである。

このうち、土留工について特記仕様書では、鋼矢板は油圧圧入工法、軽量鋼矢板は油圧圧入工法及び建込み工法としている。

しかしながら、土留工の施工についてみると、油圧圧入工法で実施する区間の一部において、受注者の判断により変更協議を行わず、建込み工法に変えて施工していることが認められた。変更協議が行われていれば、施工性や安全性についてもより適切な指導ができたものであり、また、変更協議に基づき契約変更が行われていれば、積算額約409万円が削減できたものである。

工法変更に関するし、適切に協議させるよう受注者を指導・監督されたい。

(水道局)

(30) 土砂運搬における車両過積載防止について受注者を適切に指導・監督すべきもの

[重点監査事項] (指摘事項)

東部建設事務所非常用自家発電設備設置その他工事(台東区三筋二丁目15番16号、工期：平成27.8.3～平成28.3.22、契約金額：1億127万1,600円)は、発電機及び付帯設備を設置するものである。

ところで、東京都工事標準仕様書では、土砂等の運搬に当たり、受注者は車両の過積載防止を厳守するとともに、関係法令に従うことと定めている。

しかしながら、本工事の土砂運搬についてみると、当現場から搬出した15回のうち、9回に過積載が認められ、最大の超過率は39.1%であった。

土砂運搬における車両過積載防止について受注者を適切に指導・監督されたい。(水道局)

(31) 掘削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの [重点監査事項] (指摘事項)

平成26年度神楽池海岸日除け新築及び神楽池港便所建替工事(八丈島八丈町三根、工期：平成26.10.9～平成27.3.20、契約金額：6,369万8,400円)は、神楽池海岸に日除け施設及び神楽池港に便所の建替工事を行うものである。

ところで、東京都建築工事標準仕様書及び建築基準法施行令(昭和25年11月16日政令第338号)では、深さ1.5m以上の根切り(注)工事を行う場合においては、地盤が崩落するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないと定めている。

しかしながら、本工事における神楽池港便所浄化槽設置の掘削作業の工事記録写真についてみると、地盤面より深さ2.67mの根切り掘削作業が発生しているにもかかわらず、掘削面崩壊防止に必要なのり面勾配が取れず、山留めも行われていない。また、掘削面が一部崩落している状況の中、掘削底面で作業を行っていることが認められた。

このような掘削作業は、土砂崩壊事故につながりかねない危険なものであることから、受注者に関係法令等を守った安全対策を確実に実施させるべきである。

掘削作業について受注者を適切に指導・監督されたい。(港湾局(島しょ))

(注) 根切り

基礎や地下構造物を造るために、地盤面下の土砂、岩盤を掘削する作業

5 その他

(32) 工事に係る入札及び契約に関する情報について適切に公表すべきもの (指摘事項)

多摩総合医療センター(27)CT室改修工事ほか2件は、PFI事業により運営されている、多摩総合医療センターの改修を行うものである。(表1)

ところで、公共工事の契約を締結したときは、入札及び契約に係る透明性の確保のため、関係法令(注)により、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を公表することが定められている。

しかしながら、本工事では、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を公表していない。

工事に係る入札及び契約に関する情報について適切に公表されたい。(病院経営本部)

(表1) 工事概要等

(単位：円)

工事件名 (工事場所)	工 期	契約金額	工事概要
多摩総合医療センター(27)CT室改修工事 (府中市武蔵台二丁目8番地29)	平成27.12.7～ 平成28.3.31	69,876,000	医療機器の移設に 当たり改修するも の
多摩総合医療センター(27)一般撮影室改修工事 (府中市武蔵台二丁目8番地29)	平成27.11.6～ 平成28.1.15	16,740,000	医療機器の移設に 当たり改修するも の
手術室1、2改修工事 (府中市武蔵台二丁目8番地29)	平成27.8.18～ 平成27.9.30	10,206,000	手術室に可動間仕 切りを設置するも の

(注) 関係法令

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)

(33) 汚泥処理を適正に行うべきもの (指摘事項)
 東雲庁舎設備運転管理委託(江東区東雲二丁目7番41号、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額：1,566万円)は、東雲庁舎設備の運転管理及び保守を行うものである。
 ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)によれば、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めている。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」(昭和46年厚生省)によれば、し尿を含む汚泥は一般廃棄物、し尿を含まない汚泥は産業廃棄物として運搬・処分することと定めている。
 しかしながら、本委託の汚水槽及び雑排水槽清掃の際に発生した汚泥の処理についてみると、次のような不適正な点が認められた。
 ア 設備運転管理委託受託者が廃棄物処理業者に委託し、処理している。
 イ 汚水槽のし尿を含む汚泥と、雑排水槽のし尿を含まない汚泥を区別せず、産業廃棄物として運搬・処分している。
 本来これらの汚泥の運搬・処分は、本委託とは別に、排出者である局が事業者として一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者に委託し、それぞれ区別して適正に処理しなければならない。
 汚泥処理を適正に行われたい。

(交通局)

(34) 汚泥処理を適正に行うべきもの (指摘事項)
 平成27年度本郷庁舎建物付帯設備運転管理及び保守業務委託(文京区本郷二丁目7番1号、契約期間：平成27.4.1～平成28.3.31、契約金額：2,160万円)は、本郷庁舎設備の運転管理及び保守を行うものである。
 ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めている。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」(昭和46年厚生省)では、し尿を含む汚泥は一般廃棄物、し尿を含まない汚泥は産業廃棄物として運搬・処分することと定めている。
 しかしながら、本委託の汚水槽及び雑排水槽清掃の際に発生した汚泥の処理についてみると、次のような不適正な点が認められた。
 ア 設備運転管理及び保守業務委託受託者が廃棄物処理業者に委託し、処理している。
 イ 汚水槽のし尿を含む汚泥と、雑排水槽のし尿を含まない汚泥を区別せず、産業廃棄物として運搬・処分している。
 本来これらの汚泥の運搬・処分は、本委託とは別に、排出者である局が事業者として一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者に委託し、それぞれ区別して適正に処理しなければならない。
 汚泥処理を適正に行われたい。

(水道局)

別表 平成28年工事監査対象一覧表

対象局 実地監査期間	対象工事等	対象件数	対象金額
		(件)	(百万円)
財務局 平成28.5.23 ～28.6.21	・東京都石神井学園(27)児童棟A棟改築工事 ・有明アリーナ(仮称)(27)新築工事 ほか	484	292,402
		115	89,798
生活文化局 平成28.5.10 ～28.5.13	・東京都庭園美術館(27)茶室耐震補強工事 ・江戸東京博物館(27)監視カメラ設備改修工事 ほか	29	572
		12	478
オリンピック・パラリンピック準備局 平成28.5.10 ～28.5.13	・東京辰巳国際水泳場(27)橋脚補修改修工事 ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(27)サブアリーナ・フール棟防球ネット整備工事 ほか	23	324
		14	256
都市整備局 平成28.6.7 ～28.6.30	・都営住宅27H-102・103西(練馬区上石神井四丁目)工事 ・第2605号扇三丁目第2道路工事 ほか	1,070	158,897
		155	44,414
環境局 平成28.2.1 ～28.2.10	・平成27年度中防樹施設撤去その他工事 ・自然公園(佃店)施設改修工事 ほか	142	8,551
		27	4,236
福祉保健局 平成28.9.28 ～28.10.3	・東京都心身障害者福祉センター(H27)内部改修工事 ・路上生活者自立支援センター台東寮(H26)改修工事 ほか	164	3,040
		38	1,520
病院経営本部 平成28.9.1 ～28.9.7	・都立大塚病院(27)防災設備改修工事 ・多摩総合医療センター(27)CT室改修工事 ほか	89	3,122
		37	2,058
産業労働局 平成28.2.1 ～28.2.4	・梅沢寸庭林道開設工事 ・コスモス青山サウナ棟3～5階改修工事 ほか	134	1,795
		28	676
中央卸売市場 平成28.1.25 ～28.1.29	・豊洲新市場(仮称)6街区加工パッケージ棟ほか建設工事 ・北足立市場(27)青果仲卸低温倉庫冷蔵設備更新工事 ほか	422	254,780
		74	155,137
建設局 平成28.9.8 ～28.10.4	・環2地下トンネル(仮称)及び築地集気所(仮称)ほか築造工事(27)環2築地工区) ・上野動物園動物センター整備工事 ほか	4,147	266,215
		211	72,749

対象局 実地監査期間	対象工事等	対象件数	対象金額
		(件)	(百万円)
港湾局 平成28.2.4 ～28.2.22	・平成26年度10号その2多目的内質岸壁(8.5m)接橋整備工事 ・平成26年度東京港4トンネル・2橋架設運転監視及び保守業務委託 ほか	773	114,117
		87	21,140
東京消防庁 平成28.2.22 ～28.2.26	・東京消防庁芝浦消防庁舎(24)新築工事 ・立川消防署合同庁舎(27)交流無停電電源装置改修工事 ほか	606	28,621
		92	11,859
交通局 平成28.1.18 ～28.1.22	・大江戸線跡とき駅改良土木工事 ・電力管理システムほか保守点検委託 ほか	902	55,407
		104	25,484
水道局 平成28.5.16 ～28.5.27	・金町浄水場送配水ポンプ所(仮称)場内連絡管新設工事 ・練馬給水所配水池(2号池)耐震補強工事 ほか	2,025	472,093
		186	83,986
下水道局 平成28.5.30 ～28.6.30	・江東幹線その2工事 ・第二都池幹線稼働に伴う整備工事 ほか	2,758	499,582
		202	126,354
教育庁 平成28.2.5 ～28.2.19	・都立和光高等学校(27)体育館防水改修その他工事 ・都立工芸高等学校(25)空調設備改修工事 ほか	558	8,752
		67	2,909
警視庁 平成28.9.16 ～28.9.27	・警視庁数洲運転免許試験場技能試験コース棟・駐車場棟(仮称)(26)新築工事(その2) ・警視庁麻布警察署庁舎(27)改築工事 ほか	1,192	83,797
		97	32,255
島しょ 平成28.4.11 ～28.4.21	・都立新島高等学校(26)改築工事 ・八丈植物公園温室改修工事 ほか	2,249	66,829
		138	12,358
合 計		17,767	2,318,907
		1,684	687,675

(注) 1 対象工事等は、監査対象期間に契約したもののほか、それ以前に契約し、継続施工していたもの等を含む。
 2 対象件数、対象金額、抽出件数及び抽出金額には、工事に伴う設計委託等を含む。
 3 端数処理の関係で各局対象額と合計欄の金額は一致しない。

東京 都 公 報
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 郵便番号 163-8001
 本号 一五〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

